

# 公共工事を受注される建設業者の皆様へ（お知らせ）

## 中津市建設工事入札金額内訳書取扱要領の制定について

すべての公共工事の入札において、入札の際に入札金額の内訳書の提出と発注者による適切な確認が法律上義務づけられ、中津市においても平成27年4月より入札金額内訳書の提出を求めてきましたが、当面の間は、入札金額内訳書未提出の場合のみ入札無効とし、記載内容に不備があっても入札無効としない取扱いとしていました。

今回の要領制定により、平成28年4月1日以降に入札公告等を行う中津市発注工事から、**下記の場合には入札無効**となりますのでお知らせします。なお、その他要領の内容についてもご一読下さい。

### 【入札無効について】（要領第6条）

- **全入札参加者**の入札を無効とする場合
  - ・ 内訳書未提出
  
- **落札候補者**の入札を無効とする場合
  - ・ 商号又は名称、代表者名及び代表者印（電子入札の場合は印不要）が無い。
  - ・ 工事名が無記入の場合、または記載されている工事名では当該工事に係る内訳書であることが特定できない。
  - ・ 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格計が一致しない。

### 【問合せ先】

中津市役所 契約検査課

0979-22-1111(内線 701、702)